

令和5年第1回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

令和5年3月14日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 9 8番 鈴木勝久君（P129～P143）

No. 10 14番 大石雪雄君（P144～P148）

No. 11 2番 大竹憂子君（P150～P161）

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	福田修君	参事兼 企画政策課長	伊藤秀雄君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課 課長補佐兼 収納係長	高内慎介君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	緑川浩君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明員について変更がありますので、ご報告いたします。

本日、税務課長が家族看護のため欠席し、代理者として税務課、高内慎介課長補佐が出席しておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第9、8番鈴木勝久君の一般質問を許します。8番鈴木勝久君。

◇8番 鈴木勝久君

1. 村長の所信表明について

○8番（鈴木勝久君） おはようございます。8番鈴木勝久です。

ただいまより、通告に従いまして一般質問をいたします。

村長所信表明についてでございます。

今日は、（1）、（2）ありますけれども、続けて執行部の方に答えていただきまして、その後、私が再質問するという形でやらせていただきます。

まず、（1）所信表明で述べられました村長のまとめに「幸福の最大化を」という言葉が出てきました。私、この「幸福の最大化」というのはすごい気に入りまして、というのは、議会に入りましたとき、よく行政で使っていたのは福祉の増大とか福祉の増進とか、そういう言葉を使っていたけれども、それを最初に辞書で調べたんですね。というのは、福祉ってイメージが何か高齢者に対する介護とか、そういうものに使っていますので、福祉という言葉で最初に調べたら、辞書には幸福と書いていまして、また、その構成員が全て幸福になることであるという話で福祉という言葉を使っていたので、その後、私は福祉と聞くと、ああ幸福なんだなと思って。それで、今回の所信表明で最大の幸福という言葉を使っていたので、非常に分かりやすく、いい言葉だなと思ひまして、これを深掘りしようと思ひまして、今日はその一般質問でございます。

まず、福祉の最大化をうたっておりますが、「世界幸福度ランキング2022」、2022年において日本の順位は54位と、先進国中で最低順位に位置しております。

この結果を踏まえまして、村長のお考え、またはどのように政策に反映されているのか、お伺いします。がまず1点目です。

2点目、日本の若者は最も不幸という調査結果も出ておりますが、これについてのお考え、またはここにどのような対策を考えているのか伺います。

以上の2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 8番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

（1）と（2）ということで、1点目は、幸福の最大化をうたっておりました。その中でも、世界幸福度ランキング2022年において日本の順位は54位という、先進国の中で最低順位に位置しております。この結果を踏まえて村長の考えはどうかということでありました。

ただいま議員からのお話もありましたが、今年1月に国連の機関から、「幸福度世界ランキング2022」が発表され、146か国のうち、1位がフィンランド、2位がデンマーク、3位がアイスランドと、北欧の国が上位を占め、日本は54位という結果でありました。

この各国の幸福度は、主に回答者の主観的な幸福度によって決定されますが、人口当たりのGDP（国内総生産）、社会的支援の充実、健康寿命、人生の選択における自由度、他者への寛容さ、国への信頼度の6項目が加味され算出されております。

日本は、このうち特に寄附を行う、人を助ける、ボランティアに参加するなどといった、他者への寛容さが低いという結果になっています。これは、他の調査研究においても、人の幸福度に最も影響を与えるのは温かな人間関係であり、この温かな人間関係を築く上で必要なのが寛容さであると言われております。

私は、日本は、経済面において諸外国と比べ豊かではありますが、心の豊かさがランキングの低迷に関係しているのではないかと考えているところであります。

さて、一般質問の村長の所信表明についてということで、この結果を踏まえて、どのように政策に反映させるのかというご質問であります。幸せの条件として、やはり思い浮かべるものは、まずは健康であると思います。そして、家族が円満であること、人間関係が良好であること、働きがいのある仕事に恵まれていること、時間的・経済的なゆとりがあることなど、様々だと思います。結局、幸せとは自らの心で感じるかどうかにかかっていると思います。

西郷村は、平成10年の豪雨災害、平成23年の東日本大震災、また、それに関係する東京電力原発事故、津波、複合災害、そして新型コロナウイルスなど、近年、幾つかの甚大な被害を経験しております。こうした中で、幸福感は人それぞれ感じ方に相違があると思いますが、まずはこれまでの生活や心の豊かさを取り戻すとともに、将来にわたって幸せを実感できる持続可能な村づくりを進める必要があると感じております。

本定例会初日に、冒頭で村政運営に対する所信の一端の中で、全ての村民の最大幸福を目指し、村政運営に当たってまいりたいと述べさせていただきました。これは、

SDGsの理念に通じるものであり、誰一人取り残さない村づくりを進めていくことにより、全ての村民の最大幸福を図っていくというものであります。そのためにも、公約に掲げた「村民が主役で未来を築く」を念頭に、未来へ限りなく前進する西郷村、選ばれる西郷村、誇れる西郷村を実現すべく鋭意努力するとともに、意見や立場が異なる住民の声にもしっかりと耳を傾け、全ての村民が最大幸福を実感できるよう、政策に反映していく所存であります。

次に、日本の若者は最も不幸という調査結果も出ているが、これに対してというおたがしであります。

日本の若者は最も不幸という調査結果については、驚きとともに、残念であると思っております。調査20か国のうち、第1位がインドネシアで、若者の幸福度が90%、日本は最下位の28%という結果でありました。

この調査の中で興味深いのが、ヨーロッパ諸国の若者の幸福度は平均値でありましたが、発展途上国の若者のほうが先進国よりも幸福度が高いということ、また一方で、日本の多くの若者は、日本に住むのにはよい場所だと答えているということでもあります。世界幸福度ランキングとは違い、GDP、健康寿命などの項目は考慮されておられませんので、より幸福感が如実に数値に現れているのではないかと思います。

では、なぜ、日本の多くの若者が日本に住むのによい場所だと思っているのに、幸福と感じられないのかということになりますが、その理由の一つに、日本人の生まれ育った遺伝子が関係しているとも考えられております。一説では、地震、台風、津波、火山など、日本は災害大国であり、この災害の多さが関係し、日本人の不安遺伝子を育ててきたのではないかとされています。

今回の調査結果を踏まえ、どのような対策を考えているかということだと思っております。やはり、先ほどもお話ししましたように、健康が一番でありまして、就労、子育て、介護、防災などあらゆる分野で安心・安全が感じられるよう、若者を取り巻く環境を充実させていくことが重要ではないかと考えております。

また、幸福度は、コミュニティーの数と相関関係にあると言われております。若者が、主体的に様々なコミュニティーや社会の形成に参画できるよう支援を進めていくことも必要であると考えております。

こうしたことから、健康、福祉をはじめ日々の生活、将来に対して不安を感じることがないように相談・支援体制を充実させ、さらには若者が自分の将来に夢や明るい希望を持てるよう、必要に応じた各種施策を展開してまいりたいと思っております。

また、村の村民の最大幸福とは何か、具体的に何をすれば幸福が最大になるかということについても答弁させていただきます。

2022年の「ビジネスパーソンに聞く都道府県『SDGs認知度』ランキング」で総合1位となった熊本県では、幸福量には、エコノミー（経済的豊かさ）、2番目にプライド（誇り）、3番目にセキュリティ（安心・安全）、そして4番目にホープ（夢）の4つの要因があります。これらの要因による県民総幸福量の最大化が、県政の最大の目標としております。

本村においては、施政方針でも触れさせていただきましたが、若者に限ったことではありません。やはり、公約に掲げました6つの項目、1つ目はコロナを克服し、安全・安心、活力ある村づくり、2つ目の子育て支援の充実、3つ目の学校教育の支援の充実、4つ目の高齢者健康長寿支援、5つ目のやりがいと魅力のある産業の振興、6つ目の災害に強い村づくりに取り組んでいることが重要であり、これらの充実度を高めていくことが村民の最大幸福につながっていくものと思っております。

まずは、健康であり、個人の幸せ、家族の幸せ、地域の幸せ、そして村の幸せ、それが行政の役割だと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の再質問を許します。8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ちょっとの時間ですけれども、相当まとめていらっしゃるだけでももう終わってもいいぐらいです。というのは、私が執行部側に要求しようとしたものを、今、村長答弁で網羅していたと思います。

私たち公に携わっている者は、ここの中でいえば村民の幸福を念頭に置いて政策をつくっていくわけです。その中で、私独自に幸福とはということで、自分なりにもう一回勉強し直したんです。1回、これ一般質問でも私、幸福について質問したときあるんですけども、私たちの仕事は本当にこのために力を入れる、よりよく。

それで、これをなぜ出したかといいますと、個々人の幸福を得られる、その材料を私たちが与える、足りないものを私たちがつくっていくというもの、物質的な部分でしかないんですけども、もっと主体的な部分は言いましたように精神的な部分なんですけれども、これはおのおのが感じる。私が感じたというか、私がこういう不安という、特に若者たちの話なんですけれども、不安に陥ったとき、私は学生時代から「菜根譚」という本を読んで、これは仏教と儒教と道教が加味したようなやつで、精神的な安定に大分、私の場合は寄与した。

もっと幸福論を世界的に言っているラッセルとかアランとか、そういう人のも調べたんですけども、1つ、ここでアダム・スミスの「道徳感情論」というのを公表しようと思ったんです。彼は「国富論」で有名なんですけども、もともとが道徳学者というか、道徳とか倫理関係の勉強していた哲学者だったんですよ。人間の幸福とはというほうからいって、お金も必要だよという話に持っていったんですけども、これは頭の中で考えていたら、ここでしゃべるべきじゃないなと思って、今、村長の答弁を聞きながら感じました。

ただ、この人が言っているのは、要約しますと、心の平穏と楽しみの中に幸福とは存在するのだという、これだけは聞いていただきたいんですけども、それはどういうことかということ、村長も中でおっしゃったように、まず健康な体を持ち、借金に悩まされておらず、心にやましいことがないこと、この3条件がそろえば幸福でいられますよという教えなんです。「道徳感情論」の中に書いてある。その中から「国富論」が出て、それを当然、健康な体と借金に悩まされないというのは、その中に最低限のお金が必要だって、この条件がそろえばという話なんです、簡単に言うんですけどね。

それでも人間というのは不安な部分がありますよね、個々人が全部幸せじゃない。

今回用意したのはこれだけ、これ3週間分の資料なんです、一般質問を考え始まってから。結婚・出産に係る経済的不安、出生率が低いとか、新型コロナが——これちょっと触れたいと思うんですけども、新型コロナ5類後にどうなるんだという話。あとは、多様性と包摂性をどう推進していくかとか、社会全体で賃金上げるのどうだとか、働く女性の健康とか、科学の進歩の停滞、魅力度指数、増えぬ給料、副業人材確保の支援、それに女性の社会進出・ゼロ議会、本県の酪農戸数12%減、後発地震注意情報理解進まずと、拠点機関対応強化、これ重ねていくと、ここ2週間ぐらいで何十という不安材料、これ新聞が取り上げているんですけども、いろいろあって、その不安材料になる部分、これを今日、一般質問で全て説いていこうかなと思いました。思いましたが、時間がそんなにあると思えませんので、1つ、皆様が関心を持たれている新型コロナについてです。

ここに書いてあります、3月5日の新聞なんですけれども、発熱外来、5類後にどういう影響が与えられるんだという話なんですけれども、新型コロナウイルスの疑いのある患者を診る発熱外来の整備状況に大きな地域差が生じている。内科などの数に対する発熱外来の比率を見ると、都道府県によって35.7%から82.5%と、2倍以上の開きがあるということなんですけれども、新型コロナ、5月8日に5類移行に、季節性インフルエンザに準じた対応を原則としてなるということなんですけれども、次の一般質問が6月になっちゃいますので、5類の移行の対応について、西郷村というか、県はどのような対応取っているかというのをお聞かせいただきたいんですけども、これについて大丈夫ですか質問。よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 答弁お願いたします。健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 8番鈴木勝久議員の新型コロナウイルス感染症5類移行後の村の対応についてお答えします。

まず、国は1月27日に、新型コロナ感染症の感染症法、法律上の取扱いを、今年の5月8日から2類感染症相当の新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行することを発表しました。このことにより、5類移行後の医療体制がどうなるか、不安を感じている住民の方も多いかと存じます。

現時点で国が公表している5類移行後の体制について、現状との比較でお答えをします。

1つ目は、感染者の把握が全数把握から、県が指定する定点観測医療機関からの報告により地域ごとの感染流行の動向を推計する定点把握になります。これにより、現在、毎日公表されています福島県の感染者数等の情報については報道されなくなります。

2つ目は、医療費について、全額公費負担がなくなり、高額な治療薬代を除く医療費の自己負担が発生してまいります。

3つ目は、現状、国・県で実施しています感染者への入院勧告や、感染者及び濃厚接触者への外出の自粛要請、就業制限ができなくなります。

4つ目は、受診医療機関が変わります。現在は、感染症指定医療機関や発熱外来を

実施している協力医療機関でしか受診できなくなったのが、原則そういった制限がなくなります。

なお、ワクチン接種については、令和6年3月末日までを期間として、高齢者、基礎疾患を有する方及び医療機関従事者は2回、その他の方は1回の接種を無償で継続することが示されております。

また、マスクにつきましては、3月13日付で着用を個人の判断に委ねるという方針が示されております。

5類移行後の村の対応策でございますけれども、村では令和2年2月に、村長を本部長とし、全課の課長を構成員とした西郷村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、様々な対策を講じてまいりました。現在も定期的に対策本部を開催し、対応に当たっております。

5類移行後の村の感染防止対策ですが、5類移行となる5月8日までの県南地区の感染状況、また国・県の動向を見据えながら、どのような体制と対策が必要か、総合的に判断をして対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今おっしゃったことなんですけれども、これは後で村民の方に周知するという事でよろしいのでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 村民の方に対する感染予防対策等の周知につきましては現在、13日からのマスクの着用が個人判断になったというようなチラシを全戸配布ということでさせていただいております。また、ワクチンについても、令和5年度の体制、高齢者の方、基礎疾患ある方は年内2回、その他の方については秋冬に1回というような体制が決定になりましたので、それについても今後、広報等で通知をしてまいりたいというふうに思っております。

5類移行後の体制については、まだ不透明な部分もかなりありますので、国等からの情報を基に、現在どの時点で住民の皆様に周知をしてまいるか、検討しているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これ問題なのは、今までもそうだったんですけれども、医療関係でお医者さんが発熱外来に関して非常にかかりつけ医とかなんか言いながら、かかりつけ医でも拒否している開業されている医者が結構あったんですよね。5類になるともっと軟らかくなるんですけれども、お医者さんのほう、これ全て受け入れてくれるのかというのが問題なんですけれども、特に内科医だと思うんですけれども。こういう市中のお医者さんの対応は、今から言っても分からないでしょうけれども、そこが不安なんですけれども、全て対応しているような体制をこれからつくっていくんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

市中の医療機関、診療所等につきましては、感染法上の5類移行後の体制としては、法律上、診療を拒否するということは原則できなくなるということでご承知おきをお願いします。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃあ、そのように頑張っていたきたいなと思います。

これ本当はこの前の、5類の話をしちゃったんですけども、問題は今までの体制がというこの反省も、国の話なんですけれども、国・県でしなきゃならないところがいっぱいあるんですね。言いたいのは、国と県に言いたい、この件に関しては。

だから、村が関与しなかった自体も問題なんですけれども、全体で言えることは、今、大分動けるようになって言えることは、3年間、1つも勉強してこなかったという、コロナに対してですね。そこは相当反省しなきゃならない部分があるんですけども、特に国と県の対応、国の対応についてもそうですし、医者の開業医が8割以上あって、その対応、ベッド数を増やしても、そのうち稼働はしなかったとか、いろんな対応がありますよね。それを3年間ぶん投げて、そのままにしてという対応、そっちのほうに非常に憤りを感じているほうなんですけれども、これ村には関係ないかもしれないですけども、私がなった対応としては、村がそこに関知しなかったというのは、情報共有とか、DXというんですか今、いろんな面でそういうのがスムーズにできるはずなんですけれども、どうも国・県の頭の固い人がいて、なかなか動きが遅かった。ここで言ってもしょうがないんですけども。

そういうことで、取りあえず、これはその都度その都度、村民に対して情報を流していただきたい。要はその不安、不安が幸福度を下げるという、ここに尽きると思うんです。だから、この政策、政策は幸福度を上げるためには数値化というか、見える化をして、一番簡単なことなんです。不安を解消することによって幸福度が増すと、何かいろいろ読んでいったら、そういう結論が出たので、なるべく数値に出して見えるようにする。そうすると、将来設計もできやすくなるというのが、先生方の意見とか、まとめの発想でいうと、見えるようにすれば、そこに対策を打てる。

ですから、いつも言っているように、全てデータが必要だという、データを常に出していただきたい。今、村民がどういう状況にあるかのデータを細かく出していただければ、それに対する対応ができると、こういう方向で政策をつくっていただきたい。そうすると、効果まで読めるんですね。それで、KPIか、これもつくりやすい。3年後、2人とか3人じゃなくて、ちゃんとデータがあれば、それに対して何人増やそうかなとか、何人のあれを、出生率とかそういうのにも出てくるんですけども、何人する、そのためにどういう対策を打つ、どういう状況がいい、そういうのが出てくると思うんですよね。ですから、それを大事に、数値化をしていただきたいというのと。

あと、村が関わっている村民のことにに関して何にも知らないというのは、これは難しいところですよ。いくら県が管轄だとしても、新型コロナに関しては、やっぱり村はどのようなやり方でも、村民の状況を把握する、それには努めなきゃならないと思

います。県の仕事だから、県のやつだから、2類は県が把握しているからとか、保健所がどうのこうのじゃなくて。

だって、私たち陽性になってもほっぼらかしだったですよ。これ2類相当だったら、完全に違反なんですよ、感染症違反。何にもしないんですから。陽性が出ました。じゃ、自宅で安静にしてくださいだけで、その後、何にもないんですけれども、2類相当で、勉強したんですけれども、相当そのままほっぼらかすということは違反していることなんですよ。どこかに出ていって買物しても、そういうのを把握できないんですから。

でも、飯食わなきゃならないから外に出ますよね。そういうのを見て見ぬふりしているという形で、相当今回の場合は切迫したというか、何か経済が回らないとか言い訳にして、感染症2類相当をちゃんと守っていなかったという、まだ5類になってないんですよ、5月8日からですよ。だから、今の時点で違法なことを村民というか、国民がやっている状態なんですよ。だから、国の対応がおかしいというのはそこなんですよ。

ただ、本村に言いたいのは、ちゃんと把握して、県・国がケアができなかったら、村に相談窓口とかなんかを置いて、そういう方々の相対というか、困ったことを聞くというそういう場所はつくるべきだったと思うんですけれども、つくってあったんでしょうか、どうですか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

新型コロナ感染症が出た令和2年度から、村の健康推進課の中に相談窓口を設置をしまして、現在もその都度、住民の皆様からご相談があった場合には、担当の保健師のほうで対応させていただいているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 分かりました。じゃあ、この件については終わります。

もう一度、幸福度に戻りますけれども、村長は先ほど熊本県の話をしたと思うんですけれども、都道府県の幸福度ランキングを見ますと、福井とか石川とか富山とか、どうも北陸のほう幸福度ランキングが高いんですね。

これは、一般財団法人の日本総合研究所で発表したやつなんですけれども、この中では5つの指標によって幸福度を決めているんですけれども、健康と文化と仕事、生活、教育、この指標についてやっているんですけれども、ブランド総合研究所の魅力度ランキングとまた違うんですね。どこが違うかという、正当性とか安全性とか客観性とか、そういうものを重視した。ここで言いたいのは、アンケートの調査の仕方によってこの数字は変わる。だから、こういうのも分析しながら。

それで、ワーストのほうは高知、大阪、青森、沖縄。沖縄なんか、人気度ランキングだと1位に出てくるんですけれども、この資料からするとワーストのほうに入っている。だから、こういうのも分析しながら、他県、他町村はどういう政策を打っているかというのは、こういうものでも分かりますよね。

次は、以前、私が子どもの貧困について話したんですけれども、今度、国が新たにこども基本法、こども家庭庁なるものをつくって、4月1日から緊急にやると。これは、自民党の選挙対策、今年の4月からは統一地方選挙がありますから、それに合わせてつくったのか何だか、緊急にやっています。これ30年前につくっておけば何のこともなかった。でも、緊急につくってあります。

その中身、同僚議員からも一般質問でありましたから、いち早くですね。今、なぜこれを取り上げたかといいますと、子ども対策、やっぱり不安で。子どもの人口が、出生数が80万人を割ったと。その内容は何だというと、将来不安であるからというのがどこかに書いてありました。

なぜ不安なのかという話なんですけれども、別なアンケート、これ古市憲寿さんが書いたやつには、本もちょっと読んだんですけれども、「絶望の国の幸福な若者たち」という中では、これ内閣府の資料です。内閣府と国土交通省では違うし、ユニセフでやっているのも違う。もう統計がばらばらなんですけれども、古市氏によりますと、男子20代、女性20代で、「満足している」という人が女性では75%、男性では65%もいます。と同時に、「日頃の生活の中で悩みや不安を感じている」というのも、20代の場合は平均で63%あるという。

これを分析した結果ですけれども、大沢さんという方が書いてらっしゃるのを引き合いに出して、今の若者の前にあるのは「終わりなき日常」だけだ。「人は将来に『希望』をなくした時、『幸せ』になることができる」という、コンサマトリーという概念で説明できるって書いてあるんですけれども、このコンサマトリーというのは、今ここが、今現時点が幸せなんだからそれでいいということなんです。だから、あんまり周りに関心がない、投票率なんかもそんな話なんでしょうけれども、ほかに関心を持たない、仲間とここで、今が幸せならという感覚なんだと思います。

それで、話し戻りますけれども、西郷でもいち早くこれに、こども基本法について計画書を作成するということだったんですけれども、これのいきさつというのは、市町村ではこれ努力目標になっているんですけれども、なぜいち早くここに取りかかろうというか、計画書を作成しようとしたか、その最初の動機というか、意外にほとんどのあれですね、計画書は相当遅い、今までの事例でありますとそういうのも、遅いのがあったんですけれども、なぜここは一生懸命というか、所信表明を村長の見えますと、子ども政策に関しては相当力を入れているというのが、話の内容で分かりましたから、相当子どものというか、子どもに関わる部分については今年度、一生懸命やるという姿勢が見られました。その辺について説明できればお願いしたいんですけれども。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、出生数が80万人を切ったということで、戦後のベビーブームのときは270万人ということでもう3分の1以下ということで、今、ウクライナの侵攻がありますけれども、静かな有事であるという、私もそのように思ってお

ります。そんな中で、こども基本法、私も施策の中では、やはり子ども真ん中の社会という認識で進めております。

令和5年4月1日より、こども基本法が施行されます。こども基本法は、こども家庭庁の設置とも相まって、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにし、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定されるものであります。

こども基本法においては、これからのこども施策を総合的に推進するために、こども大綱を定めることとなっております。こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針や重要事項など規定され、これまで別々につくられてきた少子化社会大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱なども束ねられて、こども大綱に一元化されることになります。

これらのことから、今後のこども施策については、こども大綱に基づき実施していくこととなります。ただ、現時点では、こども大綱はまだ国から示されておられません。国においてこども大綱が示されるのは令和5年6月以降とされておりますので、今後の国の動向を注視しながら、まずは現在、村において設置している子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持してまいりたいと考えております。

加えて、今後は令和6年4月の子ども家庭センター設置に向け、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援、必要な支援へのつなぎ役、さらにはサポート調整を担う機関として、子どもの権利を守るためのこども施策を進めてまいりたいと考えております。

一方、市町村子ども計画の策定や策定に係るニーズ調査に関しましては、先日の6番河西議員の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、こども大綱が示されてから実施することとなります。こども大綱により示される基本的な方針に関しましては、これまでも実施してきた施策の延長線上にあると考えております。

子どもに与えられている権利、児童の最善の利益を確保するために、真に支援が必要な子どもや家庭に対しては、まず支援ではなく、こちらから出向くアウトリーチ型による支援を継続してまいります。さらに、妊娠・出産・子育てにおける節目ごとの健診や窓口対応の場面におきましても、気づきと面談により、誰もが気兼ねなく相談できる伴走型の支援を行うとともに、子どもたちが大切にされ、差別されることなく守られることで、自分の意思が、意見が言えるような、子どもたち自身が自分を大切にし、健やかに成長することができるよう、子ども一人一人の成長・発達段階に応じたきめ細やかな施策を、今後も継続をしていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 私もこの基本法、読ませていただきました。3日、4日ぐらいかけて丁寧に読ませてもらいました。非常に立派にできております。さすがに官僚ですねというぐらい、本当に立派にできておりますが、現にこれ、児童虐待なんて見ます

と、これ2020年の資料なんですけれども、21万件、最大ですね。自殺した児童数415人、いじめの認知件数52万件、これも増えています。子ども貧困率7人に1人となっていますけれども、これ2018年のやつです。今は6人とか5人に1人です。特に、ひとり親世帯は2人に1人、ここに陥っています。出生数は、先ほども述べたように、もう80万人を切っています。

こういう数字がある一方、なぜ早くここに手をつけなかった、今度のこども基本法は、内閣府と厚労省、それに法務省、警察、文科省を一括でこども家庭庁が面倒を見る。内閣と厚生労働省は移管して、文科省は連携するということで、学校教育のほうにも関係してくることなんですけれども、まず、これなぜ放置しておいたか、30年も前から分かっている。政治がですね、特に国会議員、国会議員がほとんど男がやっていたと、それも長老、年寄りがやっていた。この中が分からない。

それと、これから選挙ありますけれども、国は、業者、業界、宗教、労働組合の投票率が非常に高い。ですから、それに関わる政治を行ってきた。これが非常に足かせになっていったんですね、子どもに対する。子どもが入ってこなかった、選挙の中に。これが悪の根源なんですね。

1つ心配なのは、子どもの貧困は親の責任なんです。親の貧困は自己責任なんです。大事なのは、教育とかそういうのが、貧困か貧困じゃないかで相当経済的に格差がついてくるんですよ。だから、何が大事かという、15歳まで、特に保育園あたりまでも義務教育化すれば何ということないというか。

あと問題、これちょっと勉強してきたんですけど、これは産婦人科というか先生方の話なんですけれども、産後ケアがされていないという。ゼロ・1歳のとき、愛着度スコアが低いと鬱の可能性が高くなって、信頼感とか、ここ一番大事なんですけれども自己肯定感、自己肯定感がないと自信が持てなくなる、そうすると不幸に感じるという、その連鎖なんです。日本の若者がなぜ幸福に感じないかという、自己肯定感が低いんですよ。

ですから、産後のケア、これをちゃんとしていただきたい、ここを考えていただきたいというのが、産婦人科の先生の相当訴えていたところでございます。

日本で問題になっているのが、また未就園児が182万人、これが、一番虐待が多いのはゼロ・2歳なんですよ、97%。これはなぜかという、今、核家族になって、特にお母さん方だと思わすけれども、逃げ場がないという、朝から晩まで子ども接しなきゃならない。だから、そこのケアが必要だって言っているんです。これに経済的支援とかをしていただきたいというのが、その先生のおっしゃることでした。

こども家庭庁、最初、1兆円の話が7,000億円しか財源できないと言ったんですけど、異次元のという話をして、4兆7,500億円が予算としてついているという、資料によりますとありますので、西郷においても、村長が所信表明で相当頑張るといっておりましたので、相当そこから、ああ、西郷の財源というか、子どもに関する財源というか、今回の予算でどのぐらいの財源を確保してあったんでしょうか、分かりましたら。分かりませんか。よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま 8 番鈴木勝久君の一般質問の途中でありますが、これより午前 11 時 20 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 58 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8 番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 8 番鈴木勝久議員の一般質問にお答えします。

先ほど、令和 5 年に占める子ども関係予算につきまして、令和 5 年度の一般会計の大半が民生費と教育費にわたるものですが、教育費のほうはちょっと抽出で、社会教育費なり保健体育費を抜かなきゃならないものですから、今、すぐこの場で数字は出ないんですが、参考に、民生費のうち児童福祉費総額であれば、お配りしました予算説明資料に数字がございますので、民生費のうちの児童福祉費が総額、令和 5 年度当初予算が 12 億 6,673 万 4,000 円、その財源内訳といたしましては、国県支出金が 8 億 3,247 万 2,000 円、その他で 5,569 万 7,000 円、残りが一般財源で 3 億 7,856 万 5,000 円となっております。当初予算に占める割合は、民生費、児童福祉費が 9.4%の数字となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8 番鈴木勝久君。

○8 番（鈴木勝久君） いや、説明、質問の仕方がそうだったからしょうがないですね。

要は、相当子育て支援というか、子ども政策に力を入れた発言だった。ですから、それに裏づけされるのは、財源が前回というか、去年度より増えていなきゃならないと私はそう思うんです。財源が増えるということで活動が活発になる、そこに財源と人、マンパワーですね、それもつけなきゃならないと思っているんですけども、これだけの、前、子ども貧困のときも言いましたけれども、マンパワーが足りない、いくらこういう政策を打ち立てていっても、実際問題として村民サービスは増えていかないと思うんです。要は、そこを聞きたかった。去年度と比べて子どもに関するいろいろの政策ですよ。

こっこのこども基本法のほうの計画書は一生懸命つくると言いながら、実際問題としましては、村民にどれだけのサービスを提供できるかという話なので、こっちを一生懸命じゃなくて、村民に対する、ですから、予算とマンパワーをつけないとそこに到達できないんじゃないかなと思って聞いたわけでございますので、その辺の人材の確保と予算の配分をしっかりとやっていただきたいと思っております。

これ基本法は、うちらでここ、市町村でやるべき問題じゃないかもしれないですよ。相当いいこと書いてあったって、こんなことやっているのかいとか、そこまで国

民というか、村民に伝わっているのかいというのがあって、だったら、もっと幸せじゃないかというのがあるんです。

さっきも言いましたけれども、非常に教育、経済教育学者というか、そういうジャンルもできてきて、前も言いましたけれども、子どもの時期にどれだけお金をかけると将来このぐらいのベースで上がってくるよという、そういう部分についても統計が出ていますので。だから、そういう資料を作ってというか、もうございますから、そういう資料を参考にしながら、どれだけ子どもに対して、子ども時代、ゼロ歳からですけれども、金をかけて、そこをしっかりとこの基本法にのっとった方向で行けるかというのが問題で、その先を私たち見なきゃならないんですね、効果の部分です。

今までは費用、予算の部分だけを見ていましたけれども、実際大事なのは効果のほうなんですよね。これだけのお金をかけました。私たちはやりますよじゃなくて、どれだけ村民の幸福度がそれによって上がったか、そこを検証しなきゃならないわけですから、前から皆さんも言っているようにPDCA、それもしっかり回していただいて、その検証もしていただきたいなと思います。それで結構です。

1つ、まだ時間あるので、本当は1時間で終わろうと思ったんですけれども、あるので。

ここに2014年の資料があります。NHK「クローズアップ現代」で放送された「男はつらいよ2014 1000人“心の声”」ということで、今、幸せと聞いていますかと男性に聞きましたら、3割の人たちが「幸せじゃない」という答えが出ていまして、これは内閣府男女共同参画局の平成26年度版「男女共同参画白書」に掲載されたやつなんですけれども、「変わりゆく男性の仕事と暮らし」というところからで、就業状態別男女の幸福度を探ったやつなんですけれども、女性は男性から比べると相当に幸福度が高いんです。唯一低いのが正規雇用者、これは女性が25%で男が30%なんですけれども、ここが低いで、あと非正規社員、あとは自営業の家族、退職者、失業者、学生、主婦（主夫）、主婦といったら男の主夫、女の主婦ありますけれども、そこは全て女性が幸福度ではパーセンテージが高いんです。特に、一番高いのが学生時代で、女性は62.5%、男性は43%、あと主婦が43%に男性は21%という結果が出ています。

ここで問題になるのは働き方、今、改革やっていますけれども、働き方の部分が非常に日本は男女ともに低い、30%以下ですから、ここが問題で、働き方をどうにかしてほしいというのがここからうかがえる話でございますし、今、女性が、女性がという話ししていますけれども、これ女性が男性と同じようなでやると、もしかしたら女性のほうが損するのかなと私は思っていますけれども。

ただ、多様性から、女性がリーダー的な部分ですよ、そのパーセンテージがあまり低過ぎるので、男性型社会になって、特に子育てになっちゃうと、そこに生の声が反映されないみたいなどころがありますから、上の部分でリーダー的な部分はもうちょっと何とか、オランダかデンマークは法律でもう決めましたよね。男女同じ仕事が、国会議員か何か知らないですけれども、法律で決めている国もあるぐらいですか

ら。そこが高かったら、日本はそれほど低くはないと思うんです。

先ほど村長がおっしゃった寛容性、寛容性1つそこにカウントしているのは、キリスト教、イスラム教は寄附の習慣があるんでよね。ミサに行ったりなんかしていると、必ず寄附を。そのパーセンテージが日本は低い。非常にそこが、他人に対するという部分があるので、そのパーセンテージが低いというのが、聞いていてそう思いました。そんなところでございます。

社会保障全体の話とか医療費の話とか、相対的貧困とかいろいろ、今回は、今朝まで資料読みしていたので、一般質問が、議長に先ほど注意されましたけれども、そろっていなかったというのは、ただ、村長答弁が的を射た答弁だったので、それで最初に緩んだというか、これでいいかと思ったぐらい、一生懸命村民のほうを向いた最初の質問の答えだったので、やり方失敗したなと思ったのと出ばなくじかれたというのがありまして、もっと資料を集めていたときはこれも言おう、あれも言おう、いっぱい足りない部分があったので、この部分を何とかしないと、村の村民が本当にここにおいて幸せって感じるかという、そういう思いが資料を読むごとに増えていったんですけども、応対というか、考えていることはすばらしいことなので、それをどう実践するかということが今回の課題かなと思ってもいます。

一連のここ、村長に1つ苦言を呈したいのは、無投票で当選された後、決断する、その決断するときというか、した、結果二つ三つあるんですけども、私たちが思っているので3つ、場所の問題で村長がいこじになったところが3つ、これは直さなきゃという話で。

さっき質問前に、「貞観政要」を読んでいますかというのを副村長に言ったら、いや、記憶はあるんだっただけでも忘れちゃったというやつで、ひとつ、その中に今、岸田首相が言っている「聞く力」というのが入っていますけれども、一番大事なものは、苦言を呈する方が周りにいるかという。

李世民だったかな、何か親方、太宗というんですけども、その側近に魏徴というすばらしい側近がいたんですよ。その役割を副議長なり総務課長がやっていただきたいなと。

リーダーは、時として間違える場合と、突っ走ろうとする場合と、有頂天になる場合とあります。そのときに、いかに修正して、「村長、それは駄目だよ」と言える、側近の方でそういう方がいらっしやらないと、今回の給食センターの跡地とか社会福祉、老人ホームですか、その建て地とか、もっと有効に使えるんじゃないかという話がいりいろ出ているのにもかかわらず強行してしまった。ああいう経緯はやっぱり、もっと冷静に立って、もっと広い視野で、有効利用、周りの人もアドバイスしていただきたかったなというのを思って、その「貞観政要」もう一回読んでいただいて、その役割はその周りのその方々、村長を責める話じゃなくて、自然とそういうふうになっていく、リーダーとはなるもの、またそれがいいと思って進めるんでしょうけれども、それがちょっと方向が違う場合もあるので……

○議長（真船正康君） 勝久議員、通告に従って一般質問のほう、やってください。

- 8 番（鈴木勝久君） いや、大事なことから。
- 議長（真船正康君） はい、続けてください。
- 8 番（鈴木勝久君） そういうのに気をつけてやっていただきたいなど、よろしく願いいたします。

以上をもって一般質問を終わります。

- 議長（真船正康君） 8 番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。
次に、通告第 10、14 番大石雪雄君の一般質問を許します。14 番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 広報にしごうについて

○ 14番（大石雪雄君） 14番。通告順に従いまして一般質問を始めます。

一般質問を始める前に一言、今までの経験から話したいんですが、ある女性職員が退職するときに私に言いました。「やってもらえねえようなことは、大石さん、質問しないほうがいいよ、時間の無駄遣いだから」、ぜひ今回の質問は、その言葉を楯にして質問しますので、ぜひ実行に移していただきたいなど、最初に村長にお願いいたします。

それで、通告順なので早速質問に入りますが、広報にしごうについてということで質問を入れました。

私は昭和の時代に議員になっているもんですから、広報にしごうについても何かこう親しみがあるということで、記事に対して変化はあるかということで質問を入れています。

本来ですと、昨年9月に質問をする予定だったんですが、家の都合で何ていうんですか、外に出れないということで議会を休んでしまいましたので、この議会で質問をすることになりましたが、既に総務課と話をして、ぜひオールカラーにしてくださいますかということで予算化されているので、本当にすぐに対応していただいているなど。

また、ほかにはちょちょちょちょ私提言して字をね、もうちょっと、ここ年寄りが多くなっているんで、直していったらどうだい、紙ももうちょっといやつ使ったらどうだいとかで、全部総務課ではまた担当課職員が対応していただいているんですが、本文に戻りますが、歴史とともに広報にしごうも変わってきているのかなということで、まず最初に村長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 14番大石議員のご質問にお答えいたします。

広報についてのおただしであります。

昭和、平成、令和と時代が移り変わり、広報紙以外にも現在ではホームページやSNS、@InfoCanalなどのデジタル媒体を運用して、住民の皆さんに情報発信をしているところであります。時代の流れとともに、情報に対する私たちを取り巻く環境も変化しております。

ちなみに、総務省の統計によりますと、インターネットの普及により、普及前と比べ10年間でその情報量は530倍になったと言われております。その量は増え続ける一方でありまして、多くの情報が流通することにより住民が必要とする情報も増え、そして自治体が発信しなければならない情報の内容も変化してきております。

過去と最近の広報紙を比較すると、以前は村の魅力や話題を紹介する特集記事が多く見受けられましたが、年々、行政情報のお知らせの占める割合が増加しております。カラー印刷や文字を大きくするなどにより、「親しみやすくなった」「毎月楽しみにしている」など、多くの好評を得ているところでありますが、一部で「見づらくなり、

伝わりづらくなっている」という声も聞いております。そのために、掲載する情報を整理しながら、かつ、より一層見やすい工夫をしていく必要があるのではないかと考えているところであります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 広報にしごうについては、2人の職員の方が携わっているということで、本当に日夜努力しているのかなど、取材にも行かなきゃならない、そして毎月作成しなきゃならない、当たり前をやっても、当たり前のように村民が取り入れてくれればいいけれども、なかなか2万人からの人口を有する西郷では大変な点もあるのかなど、そのように察しております。

そんな中で、今申し上げたように、2人の方が携わっているんだというところに、もうちょっと情報発信するためには、人数を増やしてみてもどうかと。というのは、今、村長が答弁されたように、公式チャンネルの使用によってユーチューブも作成されていると。そして、それが都市部によっては大々的にやっている。

この前、ラジオを聞いていたら、郡山がユーチューブ動画を更新しましたのでご覧になってくださいって、ラジオで言うんですよね。私はスマホも持っていないし、OA機器は何にも持っていないから、孫にちょっと見せてくれねえかということで出してもらいました。そして、郡山の市長がね、8チャンネルの天気予報のおじちゃんと2人で郡山市を歩いているんだよね。そして、ネクタイの話から始まって、郡山を案内しているというか、みんなに見てもらっていると。もう本当のスターですよ、ああなったら。それで、見ている人がどれぐらいいるといたら、8万人もいると。

やはり、私は、広報にしごう、本当に大事で、村がまとまっていくのにも考え方を1つにしていくのにも本当に大事なことだって、そのように思っていますが、昨今は子どもが少ないということで、大変補助関係が多くなってきていると。多分、給食費も日本で、国で今度は援助するようになると思うんですね。お金の切れ目は縁の切れ目、それがどこまで続くかといったら、今の情勢からいったら、補助補助では決して魅力のある村はできない、私そう思うんですよね。

郡山のユーチューブ公式チャンネル、見せていただきましたが、ついでに白河のを見せていただきました。白河は歴史があるから、とにかく歴史につづったところを、やっぱりユーチューブで見せていると。白河と西郷は違うよと、白河と郡山は違うよというはねつけも分かりますけれども、これから子どもが少なくなっていくために、大変援助するお金が出てくる中で、全部の市町村が同じことやっていたら、もうなじんじゃうんですよね、これね。

やはり、どこかで抜け出すためには、進んだ技術を存分に取り入れて、そして観光やら企業誘致やら、子どもの姿やら、いろんな角度から私はどうやって撮るんだか、どうやって送るんだかも分かりませんが、こういうユーチューブ的なものを活用して、全国にアピールしていく、世界まで流れちゃうでしょうけれども、アピールしていくんだと。これだけ企業が張りついているんですから、企業に対しても許可を得て、こういう企業が入っていますよというのをどんどん流したらいいんじゃないですか。

何か質問の内容と違って、議長から止められる可能性もありますが、広報にしごうも確かに必要です。@InfoCanalも大変村民の人喜んでます。

ちょっとしたところに行くと、「おじさん、Info分かる」なんて言われるから、俺携帯持っていないから、Infoって何だっけ。でも、私、河川のそばにいるもんですから、@InfoCanalの受信機ついてますから、Info、それがInfoじゃなくて、変なインポなんていう言葉が出ていて、孫が笑うようなね。何かあれも、何ていうんだいああいうのは、なのかなという感じで直すことはできないのかなと思うんですが、村民の人喜んでますよ、本当に。「いやあ、西郷ってこういうの進んでいるんですか」とかね。ですから……。

何か変なところにいっちゃいましたが、とにかく、村長、思い切って広報課でもつくってみませんか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、いろいろお話しされました。2人の職員が日夜取材と頑張っています。できたかなと思うと、もう次の号の心配しなきゃならないもんですから、大変な労力を必要としております。

一昨年、新聞記者から、西郷の広報すごいねって褒められました。そういったことも職員に伝えながら、頑張ってくれということで励まししました。そんな中で、広報は伝える情報、あるいはいろんな情報の発信源になるもんですから、大事なことだと思っております。

また今、広報課という話が出ましたけれども、まずは今、2人で頑張っていますので、総務課で手助けしながらやっていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 年度が替わる時に、いきなり課をつくったらいいべ、これもやぶさかに私は無理なこと言っているかも分かりません。ですが、やっぱり広い視野に立って考える時期に来ているのかな。日本の人口も減るんだよって職員が堂々と話しているけれども、西郷の人口も減るんだよと職員が言っているけれども、じゃあ、その対応どうしているんだって私言いたいんですよ、減らないために、増えるために。

そして、テレビに企画の方が出ているときに、白河近辺からは西郷に住む人が多いけれども、移住する人は少ないんだと。じゃ、移住をしていただくためにはどうなんだって、広報も必要です。

ちょっと質問から離れますけれども、羽太、川谷のあの自然をね、何らかの形でPRすれば、住んでみたいという人だって出てくるんじゃないですか。それは質問に入れていないから、どうぞ村長、参考にして、今後の村長の行動に寄与してもらえれば幸いだし、私は、できない質問は一般質問するなという、歴代の女性の職員の言葉を借りて質問しているもんですから、ぜひやってください。

それで、広報にしごうについてお伺いしたいんですが、広報にしごうを見ていない

人が2,000人ぐらいいるんですよ。そうですね、村長ね。結局、行政区に入っていないということで、広報にしごうが手に入らないと。2人の職員が一生懸命、私にアドバイスされたやつを聞きながら、字は大きくしてくれる、紙は見やすい紙にしてくれるね。そして、今度はカラーにまでなっているのに、何うるせえこと言っているんだと言われるくらい、私は感じております。それは、総務課長はじめ執行部の方が私の考え方を理解してくれて、そして既にそういう方向に向いているということは私自身自負しているんですが、見ていない2,000人のために、村長はこれからどんな工夫をしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

広報を見ていない人の対応ということでありますが、村内の行政区未加入世帯については、行政区を通して広報紙は配布されておられません。行政区に加入していただけるのが一番よいのですが、加入いただいていない住民の皆さんについては、多くの方が利用するイオン白河西郷店、村内のコンビニエンスストア、まるごと西郷館、新白河駅構内などで手軽に広報紙を入手できるよう設置しております。また、ホームページにも広報紙を掲載していますので、インターネットを通じて閲覧により対応させていただきます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 理解できました。ホームページを通じてご覧になっていると。

でも、ホームページもね、何か最近そのまんまになっていて、何かこう、ダイヤルが変わっているって、何ていうんですか、そういうのって。何かこう変化していないような話も聞いていますよね。ですから、それは、ホームページ専門に作る職員がないからそういうふうになっちゃうんですよ。ホームページも、結局は西郷のPRですから。ですから、やはりそれも全部まとめて、1つの力になればいいのかな、そのように思います。

本当に@Infocanalは、行政区に入っている人でもかなり何ていうんです、スマホに入ってくるのは喜んでますね、あれ。もうちょっと小まめに送れるようになればいいと思うし、また、入っていない、ラジオ型の受信機を、ぜひとも入っていない家庭にも入れていただければ、放送でね、今日の一般質問はまで言っていただける防災無線と同じ役目を果たしているということで、やはり必要性があるのかなと私は思います。

さらに、最後の質問になりますけれども、さらに親しまれる広報紙にするために、どのような努力していくのかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

さらに親しまれる広報紙にしていくために、次の3点について取り組んでまいります。

まず1点目として、住民がどんな情報を知りたいか、必要としているのか、住民の

声を吸い上げていきたいと考えております。村が伝えたい情報と住民が必要とする情報にミスマッチがあってはなりませんので、住民に寄り添い、声を聞くという広報に力を入れていきたいと考えております。

2点目としては、住民が主役である広報紙づくりに努めたいと考えております。今まで以上に紙面に住民の方や地元の話題を多く取り上げ、読者により関心を持ってもらう取組をまいります。

また、村には、先ほど羽太、川谷という議員のお話もありましたけれども、特集を通じてそれらを紹介し、住民が共感し、村に対して愛着を持ってもらえるような広報紙にしていきたいと考えております。

3点目に、より見やすくするための工夫をまいります。具体的には、文字情報ばかりでは読みづらくなるため、直感的に情報が取得しやすいように、写真やイラストを多用する。専門用語や行政独特な言い回しを使わず、分かりやすい文章、表現、言葉に心がけていきたいと思っております。

表紙などに魅力ある写真を掲載し、人目につくような努力していきたいと思っております。伝える内容や見せ方、レイアウトを工夫し、住民の皆さんがより見やすく、親しみある広報紙づくりに、さらに一層努力をまいります。

なお、現在、広報紙の改善に向け、住民の皆さんにアンケート調査を実施しております。この調査結果を踏まえ、住民の声を反映した広報紙づくりに努めてまいります。

新年度においては、広報紙のカラー印刷を予定しており、それに合わせて広報紙のデザインやレイアウトなども一新したいと考えております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 答弁分かりました。

昨日、おとといですか、ある退職した職員の方が、ちょうどぼったり私の家の前で会って、「本当に職員2人で大変なんだよ」って言っていました。村長分かっているのかいって言ったんだけど、村長に、ぜひとも、私のように細かい議員がいて、広報紙こうしたらいいべ、ああしたらいいべ。

結局、村に住んでいる人たちが西郷に住んでよかった、生まれてよかったと言わない限りは、ほかの人はなかなか知りませんからね。まして、仙台から1時間20分、東京から1時間20分の新幹線を持っていて、もうちょっと情報をね。

村長ね、またユーチューブに映っていただいて、ぜひ言ってくださいよ。新幹線の駅も映してくださいよ。私は期待しています。とにかく、村の人が「住んでよかった」「生まれてよかった」というのを基本にしない限りは、人口にも行き詰まりが出てくるのは当たり前ですから、お金も補助できるうちは、できなくなったら、金の切れ目は縁の切れ目ですから、昔の人はいいこと言っています。

ちょうど12時になりましたので、これで質問は終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより、午後1時まで休憩いたします。
(午後0時00分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。
(午後1時00分)

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。
次に、通告第11、2番大竹憂子君の一般質問を許します。2番大竹憂子君。

◇ 2 番 大竹憂子君

1. 地域おこし協力隊について
2. 学校給食について

○ 2 番（大竹憂子君） 2 番大竹憂子です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

1、地域おこし協力隊についてということで、（1）村内の地域協力活動について伺います。

まず、地域おこし協力隊とはどのような制度なのか、概要について伺います。簡単にご説明お願いいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 2 番大竹議員の一般質問にお答えします。

質問第 1、地域おこし協力隊の（1）の村内の地域協力活動についての地域おこし協力隊の制度概要ということでございます。

地域おこし協力隊は、都市部などから過疎地域等の条件不利な地域へ移住し、地域の活性化や振興などの地域おこし支援、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でございます。

協力隊員の具体的な活動内容や条件、待遇は、自治体により様々でございますが、地域おこし協力隊員の活動に要する経費につきましては、特別交付税により措置されることとなっております。

ちなみに、令和 3 年度におきましては、協力隊員の受入自治体数ですが、1,085 団体となりまして、6,015 名の方が地域おこし協力隊として全国で活動されておりまして、任期満了後の動向では、65%の方が同一市町村及び近隣市町村に定住され、このうち、その後の進路としまして、約 4 割の方が起業し、約 4 割の方が就業、1 割の方が就農等と、あと残り 1 割はちょっと不明となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君の再質問を許します。2 番大竹憂子君。

○ 2 番（大竹憂子君） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中で、令和 3 年度の定住者数およそ半数の方がとおっしゃっていましたが、令和 3 年度はおよそ 65% ですよ。定住された方の割合、65% でしたよね。

○議長（真船正康君） 質問ですか、答弁ですか。

○ 2 番（大竹憂子君） じゃあ、そうですね、およそ半数、50%と 65%だととても印象が違うので、そこをちょっと今お尋ねしたんですけれども、65%というのかなりの人数が定住しているのかなというその印象があるので、半数という若干少ないのかなという印象を受ける点があったので、ちょっと今お尋ねいたしました。

私のほうでも資料を見ますと、およそ 65%ということでしたので、その辺を改めていただけたらうれしく思います。

では、西郷村では現在、地域おこし協力隊を活用しているのかを伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えする前に、先ほどのことで、およそ半数と言いましたが、議員おっしゃるとおり、65%ということで訂正させていただきたいと思えます。議長のほうの、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） はい、了解です。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） それでは、ただいまの本村における地域おこし協力隊の活用ということでおただしでございました。そちらについてお答えいたします。

本村におきましても地域おこし協力隊の制度を活用しておりまして、現在、産業振興課で推進しておりますフットパス事業の推進を主な業務として、令和2年度より1名の協力隊員を採用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 村では、フットパス事業の一つの協力隊員で1名の採用とのことでしたが、フットパス事業の協力隊員の業務内容とこれまでの実績について伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、産業振興課におきまして、観光振興を目的に、主にフットパス事業の推進として、地域おこし協力隊の制度を活用させていただいております。

現在の業務内容ということで、フットパス事業の推進におきましては、西郷村民とコミュニケーションを図りながら、コースの設定やイベントの開催等を行っております。

先日実施されましたフットパスのイベントにおきましては、定員30名のところ、村内外から29名の応募があり、少しずつではありますが、フットパスの認知度も上がってきていると感じているところでございます。

令和5年度におきましては、西郷村でフットパス全国の集いを開催する予定でありますので、協力隊員の方にも事業成功に向け大いに貢献をしていただき、全国の集い実行委員会の一員として、日本フットパスの会と西郷村とのかけ橋として活躍してもらいたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいまの答弁で、フットパスのイベント等ということでしたが、イベント以外の平日の勤務の内容について伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

イベントなどを行っていない平日の勤務ということでございますけれども、平日につきましてはフットパスコースの確認、またマップの作成、新しいコースづくり、村内の歴史史跡の調査、イベントの準備とアンケート集計、日本フットパス協会との連絡調整等を行っており、県内の地域おこし協力隊員の会議や研修などへの参加、県内

の協力隊員との情報交換等を行っております。

また、観光業務に携わっておりますので、西郷村観光協会の事業にも協力をしているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） では、現在採用されている協力隊員の報酬はどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

現在、産業振興課のほうで採用しております地域おこし協力隊の人数と報酬ということでございますけれども、人数は1名でございますが、この協力隊員につきましては、西郷村の会計年度任用職員として令和2年度より採用しておりますので、報酬につきましては会計年度任用職員の給与体系に合わせて支給をしております。

手当等につきましても同様となります。

また、月17日の勤務となっておりますが、土日のイベント等の出勤につきましては、超過勤務手当の支給により対応しているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 協力隊員の報酬というか、協力隊員は会計年度任用職員扱いということなので、この方の席というか、デスクがあるということですよ。となると、勤務先はどこになるのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

協力隊員の所属は、産業振興課となっておりますけれども、イベントの開催と観光に重点を置いた業務を行うことから、観光協会との連携を図るために、観光協会内にデスクを配置しております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） では、協力隊員の任期は何年ですか、いつまでなのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

協力隊員の任期ということでございますけれども、西郷村で採用しております地域おこし協力隊員の任期につきましては、本来の任期は3年でございますが、コロナ禍において十分に活動が行えなかった現状を踏まえ、総務省では昨年度、任期の2年延長が可能と決定をされたところでございます。

本村の協力隊員は令和2年度から採用しておりますが、コロナ禍、地域との密な連携を行える十分な状況ではなかったところでありまして、思ったような活動ができずに、歯がゆい思いをしながら活動をしていたところでございます。全国にはこういった観光をメインとした協力隊員が多数おありまして、本村においても2年間延長し、令和6年度の任期を予定しているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 令和6年度まで延長されたということですが、令和6年度で任期終了となるということでしたが、協力隊員の方は終了後に、この西郷村のほうに定住されるのでしょうか。また、村として、仕事や住居などのあっせんはしているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

協力隊員は期間終了後、西郷村に定住しないのかというおたがしでございますけれども、協力隊員の任期終了後も西郷村に定住していただきたいという思いはございます。その中で、職のあっせんのお話でございますが、協力隊員本人の希望や理想、また、大分県などにつきましては、協力隊員を卒業後、会社を起こしたなどのケースも聞いているところでございます。

村といたしましては、定住に当たり相談に乗るなど、協力できるものは大いに協力をしてまいり、今後の状況を踏まえながら、協力隊員と定住に向けた話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 村は、フットパス事業継続のために、新たに協力隊員を採用するお考えがあるのか、また、令和5年度「全国フットパスの集い」を西郷村で開催されるが、協力隊員1名で大丈夫なのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この協力隊員の採用目的の一つに、地域コミュニティの維持というものがございます。協力隊員が採用され、西郷フットパスの会が発足し、会員の中でのコミュニティが形成されているところでございます。会のメンバーの中にも、この会を継続していきたいという思いも大きくなっているところであり、西郷村のフットパスが継続できるかどうかは協力隊員の有無にかかわらず、村及び地域の方のモチベーションによるところも大きく、継続につながるような行政のサポートと地域の皆様の力で継続していけるような体制を構築することが必要だと考えております。

1名で足りるかどうかというところでございますけれども、1名でやっていくという形となりますけれども、また次の協力隊員の採用ということにつきまして、状況を見極め、対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 1つ前の先ほどの答弁で、大分県の協力隊員のような話が出ましたので、昨年、大分県で開催された「全国フットパスの集い」に、村長とともに協力隊員の方が参加されたと伺っています。大分県のほうで参加視察され、参考になることもたくさんあったかと思いますが、そこで、大分県の「全国フットパスの集い」には、地域おこし協力隊の方がいらしたのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

大分県臼杵市で全国の集いが開催され、村長や地域おこし協力隊、また西郷フットパスの会の方と参加し、運営方法等の視察を行ってまいりました。

臼杵市では、フットパス事業での地域おこし協力隊はおりませんでした。別の業務の協力隊員だった方が協力隊終了後に旅行業を立ち上げ、参加の受付や旅館の手配等を行っていたというような実情を聞いているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） これまでの答弁の中で、村の協力隊の任期はもともと3年ということでしたが、大分県の「全国フットパスの集い」では、別な業務での協力隊員がOBとして手伝わっていたということで、現在の協力隊員がOBとなり、新たに協力隊を採用していたらもっと心強かったのではないかと私は思います。その点について、村長としてはどのようにお考えか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

地域おこし協力隊として着任後には、まず西郷村を知っていただくことが始まりであり、村内各地区の住民の皆さんや関係団体とも関わりを持って、最終的に西郷村に定住していただくということが目的の一つでございます。3年という任期はございますが、協力隊員が自らの生活をかけて、地域おこし協力隊として移住を決断されたその決断が、村にとっても地域にとっても、協力隊員にとってもそれぞれにプラスに働くことが一番でございます。

地域住民のため、隊員自らのため、地域で一緒に頑張ってくれる方のやってみたいという気持ちをバックアップできるよう、他市町村での活用事例を参考にしながら、本村の実情に合わせた活用方法を模索し、その他の分野での地域おこし協力隊の活用について検討をしていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 質問と答弁がちょっと食い違っているのかなと思うんですけども、私は、協力隊の方がもう一人いたりすれば、もっと心強かったのではないかと思いますので、その点に関して、村長としては所信表明でも、「全国フットパスの集い」のほうの自ら実行委員長としてということをおっしゃっていたので、実行委員長としては、1人でもそういう方が多くいたら心強かったのではないかと思ったので、ちょっと今質問させていただいたんですが、そのことに関してはどのようにお考えか、もう一度、すみませんが、よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） フットパスのことです。フットというのは歩く、パスというのは小道を歩くということで、イギリスが発祥の文化であります。ありのままの姿、自然、庭園、そして目で風で歴史・文化・風土を感じる、そして併せて食を楽しむという文化であります。

そんな中で、今おっしゃったこともよく分かります。まずは、協力隊員頑張っていますので、その方と、あと西郷フットパス協会の会員の皆さんと一緒に、とに

かく成功させたいと思っておりますので、あらゆる手段を使いながら、成功に向けて努力してまいります。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） では、（2）のほうの今後、どのような地域おこし協力隊を推進していくのかということで、現在、どのような地域おこし協力隊を推進しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） それでは、質問2点目の中の現在の協力隊員のほかに増員という予定があるかというような趣旨のご質問であったと思います。

今年度令和4年度につきましては、産業振興課のほうで有害鳥獣の駆除と伝統工芸の継承ということで、それぞれを主な内容の業務といたします地域おこし協力隊1名ずつ、合計2名の募集を行ってまいりましたが、現在のところ、まだ採用には至っておらず、令和5年度も引き続き募集を行っていくところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 有害鳥獣駆除と伝統工芸の継承ということで、各1名の募集とのことでしたが、この2名についても会計年度任用職員扱いとなるのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

現任の隊員と同様に会計年度任用職員として採用し、給与、手当等についても同じ扱いとなります。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） では、現在まで、どのくらいの応募があったのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

有害鳥獣駆除につきましては、応募件数が3件、問合せは1件ございましたが、現在、採用には至っておりません。伝統工芸継承につきましては、応募件数が1件、問合せが1件ございましたが、応募者の直前の辞退により、こちらも採用には至っておりません。

なお、東京都内で開催された福島県主催の移住・定住イベント、地域おこし協力隊の募集イベント等に我々も参加してまいりましたが、興味を持ってくれる方は結構いらっしゃるんですけども、応募には至っていないという状況でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今まで、イベント参加での応募だったということですが、今後もし同じような応募の仕方をされていくのか、今後の取組や応募方法について、どのように行っていくのか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今後のPRから協力隊員のPRということでございました。

地域おこし協力隊の取組内容につきましては、村の広報紙を通じて周知しておるところで、また、協力隊員の募集につきましても、村のホームページのほか、地域おこし協力隊移住・交流ナビというところがございますが、そちらのほうへ掲載し、協力隊に興味のある方とのマッチングを図っているところでございます。

今後、村のホームページの中で、移住者向けの特設ページの構築を予定しております。そこで地域おこし協力隊員の活動や募集にかかる情報も掲載して、発信していきたいということで考えております。また、首都圏で開催される移住・交流フェアや移住相談会などにも積極的に参加しまして、隊員の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいま、広報や村のホームページでも案内しているということでしたが、もともと西郷村の住民だったお子さんとかですよ、それが東京とかに進学したり就職したりしている方なんかがいっちゃって、そういう方も実際はこういった地域おこし協力隊として村へ戻ってくるような動きをすることも、他の自治体なんかではよくあることなんです。そういった意味でも、村の中でももっとこういったことをPRしていくのは大事なのかなと私は思いましたので、今ちょっとそういった感じで質問させていただいたんですが。

ですが、やはり行政で行っていくのには限界があるのではないかと思います。募集に要する経費についても、上限はありますが措置されるので、ほかの自治体ではその辺をうまく活用していて、そうですね、募集から民間に委託している、そういう自治体もあります。ですから、村では民間への委託などの活用方法というか、募集方法を考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

民間に委託するという考えがあるかということで、地域おこし協力隊は人的な支援ということで、それぞれが持つスキルや考え方がありまして、個人差も大きいということから、地域の実情や特徴に合った隊員が配置できるかが極めて重要となっております。

地域おこし協力隊員の募集に係る経費につきましても、先ほど議員おっしゃられたとおり、特別交付税により一定の措置が受けられるということから、協力隊員を一度に複数名採用する場合や、ICTやものづくりなどの専門的な知識が必要な場合の人材選定など、状況によっては募集に係る業務の外部委託も必要となるのではないかと考えておるところであります。

ただ、この点につきましては、募集案内や説明会、面接会面接時などに受入地域とか受入団体にも参加同席をいただき、必要な人材を選定していくことで一定の解決が図られるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今は募集のことについていろいろ伺ったりしてきたんですが、地域おこし協力隊の種類とといいますか、ほかの事業もありまして、お試し地域おこし協力隊、それと地域おこし協力隊インターンなどの制度もありますが、村としてはこのような制度を活用していくお考えがあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

ただいまのご質問にありましたお試し地域協力隊というのは、地域おこし協力隊として活動する前に、主に2泊3日の期間で、行政及び受入地域等の関係者との顔合わせや地域の案内、交流会、地域協力活動の体験などを行いまして、マッチングを図ることを目的として創設されたもので、言わば体験型の現地説明会といった役割を担う制度でございます。

また、地域おこし協力隊インターン制度ということにつきましては、2週間から3か月の短期間、地域おこし協力隊員と同様の地域協力活動に従事してもらう制度でございます。

実際に地域おこし協力隊として現地に移住するには、相当の決断とパワーが必要でありまして、いざ協力隊員として着任した際には、こんなはずではなかったというような食い違いから、任期途中で挫折してしまう方もいらっしゃる聞いております。

いずれの制度も、地域おこし協力隊としての活動を検討されている方が、地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージを持って検討することができるよう、移住前に行うものでございます。

本村におきましても、今後、地域等の課題解決を図ることを目的としまして、地域おこし協力隊の活用を推進していくとした場合には、地域住民の考えと協力隊との思いにそごが生じないよう、事前に制度を活用した上でマッチングを図ることも必要であると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいまの答弁でもありましたように、現地に移住するには相当の決断とパワーが必要、そのとおりだと思います。また、地元を知っていただくという点で、西郷村のよいところを知っていただくにも、ぜひこういった制度も活用していただきたいと思います。

また、この制度のほかに、地域プロジェクトマネジャーという制度もありますが、いろいろな制度をうまく活用してほしいという思いからなんですが、こういった制度も活用していくお考えがあるかどうか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域プロジェクトマネジャーの活用についてということでございます。

地域プロジェクトマネジャー制度というのがございまして、こちらのほうは、これまでの地域おこし協力隊とは別に、地域や行政、民間、外部の関係者をつないで、さらに調整や橋渡しをしながら、実質的にプロジェクトをマネジメントできる人材を任用する制度であると認識しておるところでございます。

地域プロジェクトマネジャーの人材像には、観光やICTなど特定の領域で専門的な知識を持ち、それらの知見を生かした実務経験と人脈があり、さらには地域の実情を理解しているといった要件が上げられております。

地域等の実情を理解して、人脈がある程度築けているという面を考えると、地域おこし協力隊のOBやOGの方も有力な候補で、協力隊の任期終了後の活動支援として、この制度を活用することは非常に有効な手段であると考えられます。

なお、この点につきましては、今後も引き続き事業展開を図っていく上で、プロジェクトマネジャー人材が必要不可欠であるという場合には、現任の協力隊員の任期満了後の意向も踏まえながら、制度の活用について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 起業したい方に協力ができると思いますので、もちろん地域おこし協力隊でいらした方、この方が西郷村に定住していただくのに、起業したいという思いも出てくるかもしれません。そういったときに、こういった制度を活用することも1つの提案として上げてみてはいかがでしょうかと思います。

では最後に、地域おこし協力隊の事業取組について、村長のご意見を伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今後の取組ということでございます。

冒頭に、地域おこし協力隊は、都市部などから過疎地域の条件不利地域へ移住し、地域の活性化や振興等の地域おこし支援、農林水産業への従事、住民支援などを通して地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る取組でございます。

先ほどもお話ししましたが、地域住民のため、隊員自らのため、地域と一緒に頑張ってくれる方のやってみたいという気持ちをバックアップできるよう、他市町村での活用事例も参考にしながら、協力隊の活用について検討してまいります。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 申し訳ありません。先ほど最後と言いましたが、もう1点。先ほど課長のほうから答弁いただきましたが、お試し地域協力隊、地域おこし協力隊インターン、地域プロジェクトマネジャーなどの制度を活用していく考えが村長にあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今年は、令和5年度はフットパス全国の集い成功に向けて頑張っていますし、そういったニーズがあれば、せっかく制度があるものですから、検討していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 検討していくということで、今後、様々な協力隊員を村へ引き入れて、その後定住をしていただくためにも、いろいろなそういった制度の活用というものをお願いしたいと思います。

ほかの自治体では、起業して定住する方、先ほど大分県の件もそうでしたが、そういう方や、違う事業の協力隊員同士が結婚して定住した、そういう例もあります。

先日の9番真船議員がおっしゃっていた婚活にも一役買えるのではないかと思いますので、特別交付税により措置されるので、ぜひこういった制度を活用して、村の地域おこしを進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

2、学校給食についてということで、（1）学校給食費について伺います。

10番藤田議員の一般質問でもありましたので、重複するところもあるかとは思いますが、なるべく重複しないように質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、学校の学校給食費、現在の給食費について伺います。1食分幾らなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 2番大竹議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項2の1番目、給食費の単価についてのご質問にお答えいたします。

義務教育における学校給食の在り方の基本としましては、法律において、学校給食の実施に必要な施設整備費、光熱水費、調理、配送に係る費用などは、学校の設置者である自治体の負担、食材費については保護者負担と定められております。

先ほどご質問がありました単価でございますが、現在の学校給食費1食当たりの単価は、令和元年度から小学校が290円、中学校が338円となっておりますが、そのうち小学校が30円、中学校が34円は、保護者負担軽減として村で補助しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 小学校が290円、中学校が338円です。そうしますと、これ保護者負担は小学校は260円、中学校が304円というところですかね。

続いて、（2）の運営状況について伺います。

光熱費のみならず、様々な物価高騰が続いていますが、給食食材についても大変なのではないかと思えます。そこで、現在の運営状況を伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

運営状況につきまして、令和4年度は当初、給食食材費の高騰により、運営状況が大変厳しくなるかと心配されましたが、昨年6月補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、1,600万円の補助金を充当すること

ができたため、給食の質を落とすことなく、充実した内容の給食を提供することができております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 質を落とさず提供できているということで、そこは安心しました。

（3）の今後の学校給食提供について伺います。

村長の所信表明にもありました。4月より学校給食費が無償化になるということで、私もPTA時代に無償化をお願いしていたときもありましたので、このことについては大変うれしく思います。

しかしながら、今後も物価高騰が起きるのではないかと考えられる今の現状で、今後どのように対策するのか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

物価上昇の対応でございますが、今定例会において、学校給食費の実質無償化の予算を計上させていただいているところでございます。その補助内容としましては、給食費単価に加えまして、給食食材高騰分も加味した上で補助金額を算出し、提供していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） その分も加味した上でということでしたので、安心できるのかなと思いますが。では、無償化になってから、給食費は1食分当たり幾らになるのか、また、メニューの内容、質などが落ちることがないか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

食材高騰分を含めまして、1食当たりの補助金額としましては、小学校が最大で、およそでございますが340円ほど、中学校が最大で、およそでございますが400円ぐらいを見込んでいるところでございます。

また、必要な栄養価や量を確保し、安全・安心な給食を提供できるよう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 先ほど最初に、現在の給食費お伺いいたしまして、小学校が290円、中学校が338円ということでしたが、それ以上に、無償化になってから小学校340円、中学校400円までの給食が出るということで、これは子どもたちにとってうれしい給食になるのではないかと考えます。

子どもたちは今、コロナ禍ということで黙食をし、黙食ということで給食を食べていますが、おいしい給食を食べて、少しでも笑顔になっていただけるといいなと私は思いますので、ぜひ給食のメニューの内容、それから質などを落とさず、安全で安心

な給食を提供していただきたいと思います。

ですが、今後もさらなる物価高騰になるかもしれない現状です。今回の予算で足りない場合、村長としてどのように対策していくのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員心配している、さらに高騰というお話でありますけれども、当初予算で高騰分も含めて、今後高騰した場合も補正予算を組んで、実質完全無償化でありますし、保護者の皆様には負担をかけないように村で給食の補助をしていきますので、ご心配のないようお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 対応してまいるということで、そのときには、足りなくなった場合は補助金の増額ということをお考えなのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

無償化でありますので、村で責任を持って補助していきますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 重ね重ね質問して、申し訳ありませんでした。

無償化になって、途中で給食費の負担なんていうことがないようにと思いましたが、くれぐれもと思ひまして、ちょっと念を押してしまいました。

今後もずっと西郷村は、学校給食に関しては無償化ということをお約束するということが間違いのないのかと思ひましたので、そこのお言葉をいただいたので、私の一般質問をこれにて終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

また、3月16日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時50分）

